

平成二十九年度重点行政監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

平成三十一年一月十四日

広島県監査委員

同

木

稔

明

生

同

赤

井

兆

幸

典

同

奥

安

保

裕